第１１節　　申請方法及び申請書類

１　申請方法

１　個人申請による免許状の申請（普通免許状）

区分		経由機関				授与権者	摘要
1	道立学校の教員（正規教員に限る。）	申請者	→ 学校長	→	→	北海道教育委員会	道立学校長において手数料を受理
2	市町村立学校(幼稚園)の教員（正規教員に限る。）（札幌市を除く）	申請者	→ 学校長	→ 市町村教育委員会	→ 教育局長		教育局長において手数料を受理
3	札幌市立学校(幼稚園)の教員（正規教員に限る。）	申請者	→ 学校長	→ 札幌市教育委員会	→		
4	大学附置の国立学校(幼稚園)の教員（正規教員に限る。）	申請者	→ 学校長	→	→		
5	私立学校(幼稚園)の教員（正規教員に限る。）	申請者	→ 学校長	→	→		
6	上記１～５以外の者 期限付教員、事務職員、実習助手、学校栄養職員、認定こども園の園長・保育教諭(公立も含む)等	申請者	→	→	→		

２　個人申請に係る提出先

〒０６０－８５４４
札幌市中央区北３条西７丁目
北海道教育庁教職員局教職員課人事制度・免許係
☎０１１－２３１－４１１１（内線３５－２２０、３５－２２１）

３　一括申請による免許状の申請（普通免許状）

区分		経由機関				授与権者	摘要
7	大学等の新卒者	申請者	→ 大学等の学長	→	→	北海道教育委員会	

４　北海道収入証紙の取扱いについて

経由機関（道立学校長及び教育局長）において受理する手数料の取扱については、第８章「教育職員免許状の申請に係る手数料の納入方法」を参照すること。

なお、教育職員免許状授与申請書又は教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書については、右下余白に道立学校又は教育局の収受印を押印すること。

５　申請書類について

申請に必要な書類は、申請区分により異なるため、必ず、次ページ以降の「２　申請区分」～「５　必要に応じて添付する書類」を参照すること。

なお、申請に必要な様式については、北海道教育委員会の公式ホームページからもダウンロードすることができます。

アドレス　北海道教育委員会の公式ホームページ(http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp)
→「教員免許」→「教員の免許状を取得するには」
→「２　普通免許状を取得する方法・特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加する方法」

６　留意事項

毎年２月16日から３月24日までの期間は、大学新卒者の一括申請事務を優先して行うため、個人申請の受付を行っていません。

上記期間の個人申請の取扱いについては、郵送等により送付された各書類が整備されているものは保管し、一括申請事務終了後（毎年３月25日を予定）に、受理していますので留意してください。

２　申請区分

教育職員免許状を申請するに当たり、次のとおり取得方法及び取得根拠により、該当する申請区分を確認してください。

申請区分	取得方法及び取得根拠	取得できる免許状	掲載ページ
区分１	**新たな教育職員免許状の申請** ＜申請例＞ ・大学等を卒業して新たに免許状を取得する。 ・既に２種免許状を所有しているが、単位を修得したため、１種免許状を取得する。（教員の経験年数を利用しない場合） （免許法別表第１、別表第２、別表第２の２）	・幼稚園教諭普通免許状 ・小学校教諭普通免許状 ・中学校教諭普通免許状 ・高等学校教諭普通免許状 ・特別支援学校教諭普通免許状 ・養護教諭普通免許状 ・栄養教諭普通免許状	幼　P14 小　P23 中　P35～37 高　P62～64 特支P86 養教P102～103 栄　P110
区分２	**保健師免許証による養護教諭２種免許状の申請** （免許法別表第２）	・養護教諭２種免許状	養教P102～103
区分３	**保健師免許証又は看護師免許証を有し、養護教諭養成機関在学による申請** （免許法別表第２）	・養護教諭１種免許状	養教P102～103
区分４	**教員資格認定試験の合格による申請** （免許法第16条第１項） ＜申請例＞ ・教員資格認定試験に合格したことにより、免許状を取得する。	・幼稚園教諭２種免許状 ・小学校教諭２種免許状 ・特別支援学校自立活動教諭１種免許状	幼・小・特支 P121
区分５	**実習を担任する教諭の免許状の申請** **（上級免許状の申請の場合は区分７参照）** ＜申請例＞ ・職業実習に関する学科を卒業し、１年以上実地の経験を有することにより免許状を取得する。 ・実習助手の経験年数により、高等学校教諭１種（看護実習）免許状を取得する。 （免許法別表第５、免許法附則第９項）	・中学校教諭２種免許状（職業実習） ・高等学校教諭１種免許状（教科…○○実習） 看護実習・家庭実習・情報実習・農業実習・工業実習・商業実習・水産実習・福祉実習・商船実習	中　P53 高　P75～78
区分６	**無線通信士・技術士の資格による申請** ＜申請例＞ ・総合無線通信士又は陸上無線技術士の資格を有し、実地の経験により中学校教諭２種（職業）免許状を取得する。 （免許法施行法第２条第１項第20号の２）	・中学校教諭２種免許状（職業） ・高等学校教諭１種免許状（工業）	中　P54 高　P79
	海技士の資格による申請 ＜申請例＞ ・海技士の資格を有し、実地の経験により高等学校教諭１種（商船）免許状を取得する。 （免許法施行法第２条第１項第20号の４及び５）	・中学校教諭（２種・１種）免許状（職業） ・高等学校教諭普通免許状（商船）	
区分７	**教員の経験年数による上級免許状の申請** ＜申請例＞ ・既に２種免許状を所有している者が、教員の経験年数を利用し、１種免許状を取得する。 （免許法別表第３、別表第５、別表第６、別表第６の２、別表第７）	・幼稚園教諭普通免許状 ・小学校教諭普通免許状 ・中学校教諭普通免許状 ・高等学校教諭普通免許状 ・特別支援学校教諭（１種・専修）免許状 ・養護教諭普通免許状 ・栄養教諭（１種・専修）免許状	幼　P15～17 小　P24～26 中　P38～46 及びP53 高　P65～70 P75～78 特支P89～91 養教P104～105 栄　P113～114

申請区分	取得方法及び取得根拠	取得できる免許状	掲載ページ
区分８	**他の教科の免許状の申請** ＜申請例＞ ・中学校教諭２種免許状（国語）を基礎に、中学校教諭２種免許状（理科）を取得する。 （免許法別表第４）	・中学校教諭普通免許状 ・高等学校教諭普通免許状	中　P47及び P36～37 高　P71及び P63～64
区分９	**教員の経験年数による他の学校種の免許状の申請** ＜申請例＞ ・小学校教諭１種免許状取得後の教員の経験年数を利用し、特別支援学校教諭２種免許状を取得する。 ・中学校教諭普通免許状取得後の教員の経験年数を利用し、小学校教諭２種免許状を取得する。 （免許法別表第７、別表第８、施行規則第18条）	・幼稚園教諭２種免許状 ・小学校教諭２種免許状 ・中学校教諭２種免許状 ・高等学校教諭１種免許状 ・特別支援学校教諭２種免許状	幼　P18 小　P27～29 中　P48～52 高　P72～74 特支P87～88
区分10	**学校栄養職員の経験年数による栄養教諭免許状の申請** ＜申請例＞ ・学校栄養職員の経験年数を利用し、栄養教諭２種免許状を取得する。（現職学校栄養職員等に限る） （免許法附則第17項）	・栄養教諭（２種・１種）免許状	栄　P111～112
区分11	**保育士の経験年数による幼稚園教諭免許状の申請** ＜申請例＞ ・保育士の経験年数を利用し、幼稚園教諭２種免許状を取得する。 （免許法附則第18項）	・幼稚園教諭（２種・１種）免許状	幼　P19
区分12	**特別支援学校自立教科教諭の免許状の申請** ＜申請例＞ ・あん摩マッサージ指圧師免許を所有し、文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の理療科に在学し、特別支援学校自立教科教諭２種免許状（理療）を取得する。 （免許法４条の２）	・特別支援学校自立教科教諭（２種・１種）免許状 （理療・理学療法・音楽・特殊技芸）	特支P96～97
区分13	**教員の経験年数による特別支援学校自立教科教諭の上級免許状の申請** ＜申請例＞ ・特別支援学校自立教科教諭２種免許状（理療）取得後の教員の経験年数を利用し、１種免許状を取得する。 （免許法第４条の２）	・特別支援学校自立教科教諭（２種・１種）免許状 （理療・理学療法・音楽・理容・特殊技芸）	特支P96～97
区分14	**新たな特別支援教育領域の追加** ＜申請例＞ ・特別支援学校教諭２種免許状（知的障害者に関する教育の領域）に、単位を修得して、新たに肢体不自由者に関する教育の領域を追加する。 （施行規則第７条第３項）	・既所有の特別支援学校教諭免許状に新たな特別支援教育領域を追加	特支P92～95
区分15	**教員の経験年数による新たな特別支援教育領域の追加** ＜申請例＞ ・特別支援学校教諭２種免許状（知的障害者に関する教育の領域）に、教員の経験年数を利用して、新たに肢体不自由者に関する教育の領域を追加する。 （施行規則第７条第５項）	・既所有の特別支援学校教諭免許状に新たな特別支援教育領域を追加	特支P93～95

3　申請書類

（普通免許状の授与）

申請書類 ＼ 申請の区分				様式番号	区分１ 新たな免許状の申請	区分２ 保健師免許証による養護教諭２種免許状の申請	区分３ 保健師又は看護師の免許を有し、養護教諭養成機関在学による申請	区分４ 教員資格認定試験の合格による申請	区分５ 実習担任の免許状の申請（上級免許状の申請の場合は区分７）
手数料（北海道収入証紙）					３，３００円	３，３００円	３，３００円	３，３００円	５，０００円
A	教育職員免許状授与申請書			細－様式１	○	○	○	○	
B	教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書			細－様式２					○
C	基礎資格関等すにる証明書	1	学位又は大学在学等に関する証明書		△				△
		2	基礎となる教育職員免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書		△				
		3	教員資格認定試験の合格証書					○	
		4	保健師の免許証の写し			○	△		
		5	看護師の免許証の写し				△		
		6	栄養士免許証又は管理栄養士免許証の写し		△				
D	学力に関する証明書			規－様式2の1～2の4	○	○	○		△
E	実務に関する証明書			規－様式3の2	△				○
F	人物に関する証明書			細－様式３					○
G	身体に関する証明書			細－様式４					○
H	履歴書			細－様式５					○
I	介護等の体験に関する証明書				△				
J	高等学校の卒業証明書					○			
K	最終出身学校の卒業証明書								○
L	最終出身学校の成績証明書								○
M	戸籍抄本				△	△	△	△	△
N	収入証紙貼付用紙			収－様式１	△	△	△	△	△
O	返信用封筒				△	△	△	△	△

※　表中の「○」は必ず添付する書類であり、「△」は必要に応じて添付する書類である。なお、詳細は、「５　必要に応じて添付する書類（△印）」（129P）を参照すること。

様式番号の記号

規　…　教育職員免許法施行規則に定める様式
細　…　教育職員免許法施行細則に定める様式
収　…　北海道収入条例施行規則事務取扱要領に定める様式

（普通免許状の授与）

申請書類 ＼ 申請の区分				様式番号	区分６ 通信士・技術士又は海技師の資格による申請	区分７ 教員の経験年数による上級免許状の申請	区分８ 他の教科の免許状の申請	区分９ 教員の経験年数による他の学校種の免許状の申請	区分１０ 学校栄養職員の経験による栄養教諭免許状の申請
手数料（北海道収入証紙）					５，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円	５，０００円
A	教育職員免許状授与申請書			細－様式１					
B	教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書			細－様式２	○	○	○	○	○
C	基礎資格等に関する証明書	1	学位又は大学在学等に関する証明書			△			△
		2	基礎となる教育職員免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書			○	○	○	△
		3	無線通信士、無線技術士又は海技師の資格の写し		○				
		4	栄養士免許証又は管理栄養士免許証の写し						○
D	学力に関する証明書			規－様式2の1～2の4		○	○	○	○
E	実務に関する証明書			規－様式3の2	○	○		○	○
F	人物に関する証明書			細－様式３	○	○	○	○	○
G	身体に関する証明書			細－様式４	○	○	○	○	○
H	履歴書			細－様式５	○	○	○	○	○
I	介護等の体験に関する証明書								
J	高等学校の卒業証明書				○				
K	最終出身学校の卒業証明書								
L	最終出身学校の成績証明書								
M	戸籍抄本				△	△	△	△	△
N	収入証紙貼付用紙			収－様式１	△	△	△	△	△
O	返信用封筒				△	△	△	△	△

※　表中の「○」は必ず添付する書類であり、「△」は必要に応じて添付する書類である。なお、詳細は、「５　必要に応じて添付する書類（△印）」（129P）を参照すること。

様式番号の記号
規　…　教育職員免許法施行規則に定める様式 細　…　教育職員免許法施行細則に定める様式 収　…　北海道収入条例施行規則事務取扱要領に定める様式

（普通免許状の授与及び新教育領域の追加）

申請書類 ＼ 申請の区分				様式番号	区分１１ 保育士の経験による幼稚園教諭免許状の申請	区分１２ 特別支援学校自立教科の免許状の申請(検定によらない)	区分１３ 特別支援学校自立教科の上級免許状の申請(検定による)	区分１４ 新たな特別支援教育領域の追加(検定によらない)	区分１５ 新たな特別支援教育領域の追加(検定による)
手数料（北海道収入証紙）					５，０００円	３，３００円	５，０００円	３，３００円	５，０００円
A	教育職員免許状授与申請書			細－様式１		○		○	
B	教育職員検定及び教育職員免許状申請書			細－様式２	○		○		○
C	基礎資格等に関する証明書	1	学位又は大学在学等に関する証明書						
		2	基礎となる教育職員免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書				○		
			基礎となる教育職員免許状の原本					○	○
			保育士証の写し		○				
		3	医師免許の写し			△	△		
		4	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の写し			△	△		
		5	理学療法士免許の写し			△	△		
		6	理容師又は美容師免許の写し				△		
		7	文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の理療科に係る証明書			△			
		8	文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の音楽科に係る証明書			△			
		9	文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の特殊技芸科に係る証明書			△			
D	学力に関する証明書			規－様式2の1～2の4	○	△	△	○	○
E	実務に関する証明書			規－様式3の2			○		○
				第20号様式	○				
F	人物に関する証明書			細－様式３	○		○		○
G	身体に関する証明書			細－様式４	○		○		○
H	履歴書			細－様式５	○		○		○
I	介護等の体験に関する証明書								
J	高等学校の卒業証明書								
K	最終出身学校の卒業証明書				○				
L	最終出身学校の成績証明書								
M	戸籍抄本				△	△	△	△	△
N	収入証紙貼付用紙			収－様式１	△	△	△	△	△
O	返信用封筒				△	△	△	△	△

※　表中の「○」は必ず添付する書類であり、「△」は必要に応じて添付する書類である。なお、詳細は、「５　必要に応じて添付する書類（△印）」（129P）を参照すること。

様式番号の記号
規　…　教育職員免許法施行規則に定める様式 細　…　教育職員免許法施行細則に定める様式 収　…　北海道収入条例施行規則事務取扱要領に定める様式

R４.１０

4　申請書類作成上の注意事項

申　請　書　類	注　意　事　項
1 教育職員免許状授与申請書 2 教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書	「1　免許状の種類」欄 省略しないで記載すること。 記載例）　小学校教諭１種免許状 「2　教科等」欄 中学校及び高等学校の場合は教科名、特別支援学校の場合は特別支援教育領域を記載すること。（幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、栄養教諭の申請の場合は、空欄とする。） 記載例）　知的障害者に関する教育の領域 「（添付書類）」欄 添付している書類名すべてを記載すること。 「3　履歴事項」 「本籍地」欄は、都道府県名のみ記載すること。 「学歴」欄は、高等学校から順に記載することとし、入学、卒業月日等が不明の場合については、入学月の初日、卒業月の末日を記載すること。
3 基礎資格等に関する証明書	基礎資格の証明とは、例えば「学士の学位を有すること」の場合は、「学位証明書」又は「卒業証明書」が必要であるが、「学力に関する証明書」に学士である旨記載される場合は不要である。 また、「１年以上在学30単位以上修得」の場合等については、その内容が証明されたものが必要である。 教育職員免許状を取得要件とする場合には、「既所有免許状の写し」又は「教育職員免許状授与証明書」を添付すること。 免許状等の「写し」を提出する場合には、表裏両面をコピーし、余白に本人が原本と相違ない旨の証明を行うこと。（以下、他の免許等の写しの場合と同様。） ※　記載例 この写しは、原本と相違ありません。 令和　　年　　月　　日　　氏　　名
4 学力に関する証明書	基礎資格及び単位を修得した大学から授与を受けようとする免許状の種類（教科等）ごとに原本を取り寄せ添付すること。 また、免許法（新・旧・旧々法）の適用区分に応じた証明書を添付すること。
5 実務に関する証明書	○証明者については、次のとおり。 ・道立学校の教職員として勤務：当該学校の校長 ・市町村立学校の教職員として勤務：当該市町村立学校を所管する市町村教育委員会の教育長 ・私立学校の教職員として勤務：学校法人の理事長 ・大学附置の国立学校教職員：大学の学長 ・幼保連携型認定こども園の教職員：設置者 （公立→市町村長）（私立→法人の理事長） ・その他：職場の長（※ただし、幼保特例に使用する場合は設置者） ○「3　勤務した期間」 担当教科名を必ず記載すること。 また、特別支援学校については、勤務した学部も記載すること。
6　人物に関する証明書 （証明年月日の**3ヶ月**以内のものが有効）	○証明年月日の有効期限は**3ヶ月**であること。 ○証明者については、次のとおり。 ・道立学校の教職員：当該学校の校長 ・市町村立学校の教職員：当該市町村立学校を所管する市町村教育委員会教育長 ・私立学校の教職員：学校法人の理事長 ・大学附置の国立学校教職員：大学の学長 ・幼保連携型認定こども園の教職員：設置者 （公立→市町村長）（私立→法人の理事長） ・その他：職場の長（※ただし、幼保特例に使用する場合は設置者）
7　身体に関する証明書 （証明年月日の**1年**以内のものが有効）	道内の学校等に勤務する教職員の場合、各所属で行われている定期健康診断の結果の写し等（**1年**以内に実施したものに限る。）を「身体に関する証明書」に代えることができる。この場合、所属長の原本証明が必要であること。 なお、健康診断と血液検査の実施した日が異なる場合等は、最後に実施した検査日から**1年**以内のものを有効とする。 また、「身体に関する証明書」及び「定期健康診断個人検査結果通知書」等の医師所見欄に『異常有り』、『要再検』、『要精検』、『通院投薬中』等が記載されている場合、所属長から別途、所属長による「通常業務に支障がない」旨の証明が必要（様式任意）。 なお、人間ドックの扱いは、定期健康診断の扱いに準ずるものとする。
8　履　歴　書	「資格欄」は、所有している教育職員免許状、看護師免許、保健師免許、栄養士免許、無線通信士、無線技術士、海技士等の名称を記入する。 「賞罰」、「身上等に関する事項」は、表彰や処分歴、氏名の変更などを記載し、該当がない場合については、「なし」と記載すること。

5　必要に応じて添付する書類（△印）

	申　請　書　類	必　　要　　事　　項
1	戸籍抄本	添付書類と申請時の本籍地（都道府県名）又は氏名が異なっている場合に提出すること。
2	収入証紙貼付用紙	北海道内の札幌市立学校を除く公立学校の現職教員（正規教員に限る。）が申請する場合に使用すること。（道立学校長、教育局長を経由する場合） 「手数料の名称」…（教育職員検定及び）〇〇免許状授与手数料と記載すること。（（　）は検定を要する場合のみ記入すること。）
3	返信用封筒	（道立学校長、教育局長を経由しない場合） Ａ４サイズが折らずに入る封筒（角２型）に、140円分の切手を貼付のうえ、免許状の送付先の郵便番号、住所及び氏名を正確に記入すること。なお、書類に不備等がある場合には、申請書類返却用の封筒として使用します。
4	(区分1、5、7、10) 学位又は大学在学等に関する証明書	学力に関する証明書により基礎資格が証明されない場合等に、別途学位を有する旨の証明書又は必要な在学期間及び修得単位数等に係る証明書を添付すること。 免許法第６条別表第３により、教員の経験年数を利用して、幼稚園、小学校又は中学校の免許状を２種から１種に上申する者で、大学（短期大学を含む。）に２年以上及び大学（短期大学を含む。）の専攻科に１年以上在学し、かつ93単位以上修得している場合も、同様にこの書類を添付すること。
5	（区分１、10） 基礎となる教育職員免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書	教育職員免許状を取得要件とする場合に既所有免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書を添付すること。 免許状の「写し」を提出する場合は、表裏両面をコピーし、余白に本人が原本と相違ない旨の証明を行うこと。（以下、他の免許等の写しの場合も同様。） ※　記載例 この写しは、原本と相違ありません。 令和　　年　　月　　日　　氏　　名
6	（区分１） 栄養士免許証又は管理栄養士免許証の写し	該当する免許証の写しを添付すること。
7	（区分１） 介護等の体験に関する証明書	小学校又は中学校免許状を申請する場合に原本を添付すること。 なお、既に小学校又は中学校の免許状を所有している場合や、介護等体験の免除者に該当する場合等は、別途その旨を証明する書類等が必要となる。（既取得の小・中学校教諭免許状の写し、保健師免許証の写し等） 詳しくは第２章第９節「介護等体験」を参照すること。
8	（区分１） 実務に関する証明書	教育実習の単位を教員として勤務した経験年数で振替する場合に添付すること。
9	（区分３） 保健師の免許証又は看護師の免許証の写し	該当する免許証の写しを添付すること。
10	(区分5、12、13) 学力に関する証明書	単位の修得を必要とする場合に添付すること。（法附則第９項）
11	（区分12）	
	理療	・医師免許若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の写し ・特別支援学校の教員養成機関の理療科に１年以上在学している証明書（２種の場合） ・特別支援学校の教員養成機関の理療科の卒業証明書（１種の場合（医師免許を有する場合を除く。））
	理学療法	・理学療法士免許の写し ・学力に関する証明書
	音楽	・特別支援学校の教員養成機関の音楽科に１年以上在学している証明書（２種の場合） ・特別支援学校の教員養成機関の音楽科の卒業証明書（１種の場合）
	特殊技芸	・特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に１年以上在学している証明書（２種の場合） ・特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科の卒業証明書（１種の場合）
12	（区分13）	
	理療	・医師免許若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の写し ・学力に関する証明書
	理学療法	・理学療法士免許の写し ・学力に関する証明書
	音楽	・学力に関する証明書（２種の場合）
	理容	・理容師又は美容師免許の写し
	特殊技芸	・学力に関する証明書（２種の場合）